

秋田県農薬安全使用基準（森林病虫害）

第1 趣旨

森林病虫害等防除事業における農薬の安全使用と防除効果の発揮を図るため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法等関係法令のほか、国の定める農薬を使用する者が遵守すべき基準（以下「農薬使用基準」という。）及び県の「農作物病虫害・雑草防除基準」に定めるもののほか、この基準に定めるところによるものとする。

第2 安全使用のための留意事項

1 関係法令等の遵守

- (1) 農薬取締法、毒物及び劇物取締法、消防法及び食品衛生法等の関係法令の規定を遵守すること。

特に、平成18年5月29日に改正された食品衛生法により、残留農薬基準を超えた食品は原則として流通が禁止されるので、飛散による影響について十分留意すること。

- (2) 農薬使用基準は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農薬取締法に基づく農林水産省令・環境省令をもって、次の事項について定められており、農薬使用者はこの基準に遵守しなければならない。

ア 農薬使用者の責務，イ 表示事項の遵守，ウ くん蒸による農薬の使用，エ 航空機を用いた農薬の使用，オ ゴルフ場における農薬の使用，カ 住宅地等における農薬使用，キ 水田における農薬の使用，ク 被覆を要する農薬の使用，ケ 帳簿の記載

- (3) 県の農作物病虫害・雑草防除基準を遵守すること。

2 危・被害防止対策

(1) 農薬散布前の注意事項

ア 農薬のラベルや説明書には、農薬取締法によって義務付けられた次の注意事項が記載されているので、この表示事項を遵守すること。

(ア) 適用病虫害と使用方法

対象とする植物名や病虫害、希釈濃度（使用量）について

(イ) 効果薬害等の注意

混用に関する注意、効果の程度、作物の生育状態に関する注意、散布時期に関する注意などについて

(ウ) 安全使用上の注意

散布する人に関する注意、環境に関する注意、水産動物に関する注意、保管に関する注意、万一の場合の解毒法などについて

イ 事前に防除機等の十分な点検整備を行うこと。

ウ 使用された農薬により、生活環境や自然環境に影響が生じないように散布地域及び周辺地域の実情を十分確認し、あらかじめ付近の住民等関係者に連絡し周知徹底を図ることとする。

(2) 農薬散布時の注意事項

ア 農薬の調整又は散布を行うときは、作業に必要なマスク、ゴム手袋、保護メガネ、長ズボン、長袖の上着などの作業着、ゴム長靴及び帽子等を着用し、かつ、農薬の取扱を慎重に行うこと。

イ 薬液が漏出した場合は、オガクズ、土砂、バーミキュライト等の吸収材で直ちに吸着させ、残りは洗剤と水でよく洗浄する。使用した吸収材、洗浄水は全て密

閉できる容器に回収する。

回収物は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に委託する等により適正に処理すること。

(3) 農薬散布後の注意事項

ア 使用残りの希釈済み薬剤、使用した防除器具の洗浄水は河川等に流さないこと。

イ 使用後の空容器の処理は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に委託する等により適正に処理すること。

ウ 農薬を使用した年月日、場所、農薬の種類、使用量及び希釈倍数等について、防除の記録を付けること。

(4) 農薬の購入及び保管管理

ア 農薬は農薬販売業の届出業者から購入すること。

イ 農薬は安全な場所に施錠して保管する等、農薬の保管管理には十分注意すること。

(5) 付近の住民等に対する危・被害防止

公共施設内の樹木、街路樹並びに住宅地に近接する森林において農薬を使用する場合は、農薬の飛散が周辺住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号農林水産省消費・安全局長、環水大土発第1304261号環境省水・大気環境局長通知）を遵守し、特に、次の事項に留意すること。

ア 散布は、無風や風の弱い時間帯など影響が少ないときに行い、風向き、ノズルの向き等に注意すること。

イ 事前に周辺住民に対して農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努めること。特に、散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮すること。公園等における散布では、散布時に立て看板の表示等により、散布区域内に人が立ち入らないよう最大限の配慮を行うこと。

(6) 農薬の飛散による周辺農作物への影響防止

農薬散布を行う場合、農薬が飛散し、周辺で栽培されている食用農作物が残留農薬基準を超えたり、有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の、周辺農作物への損害が生じないように必要な措置を講じること。

ア 周辺農作物の栽培者に対して、事前に、使用農薬名、使用時期、使用範囲、使用方法等について連絡し、必要に応じて危・被害防止措置を講ずること。

イ 散布は、無風や風の弱い時間帯など影響が少ないときに行い、風向き、ノズルの向き等に注意すること。

ウ 周辺農作物に農薬を飛散させた場合は、栽培者に速やかに連絡するとともに、関係指導機関等に相談すること。

(7) みつばちに対する危・被害防止

ア みつばちの行動半径は、養蜂経済上通常2 km程度とされており、また、蜜源がない場合には6 km程度は飛翔するとされていることから、被害防止措置を講ずる上で、これらのことを勘案するものとする。

イ みつばちに影響がおよぶおそれがある場合には、養蜂業を営む者と協議し、危・被害発生のないようとり進めること。

(8) 事故発生時の措置について

万一、農薬使用に伴う事故、盗難等が発生した場合は、直ぐに関係機関（保健所、警察署、消防機関を含む）に報告すること。

## 別紙2

### 秋田県地上散布実施基準（松くい虫）

#### 第1 趣旨

森林病害虫等防除事業の地上散布について、その円滑な実施と薬剤の安全使用を図るため必要な事項を定める。

#### 第2 留意事項

##### 1 散布区域

- (1) 地上散布実施予定地の調査を行い、住宅や農地等、危被害のおそれのあるものの有無等を把握すること。
- (2) 松くい虫防除対策事業における散布区域は、高度公益機能森林及び地区保全森林に指定された区域とする。

##### 2 散布時期

- (1) 散布時期は、マツノマダラカミキリの発生予察調査等に基づき決定すること。
- (2) 風速（地上1.5mの位置）が3m/秒を超えるときは散布しないこと。
- (3) 降雨中、降雨直後及び散布後まもなく雨が予想されるときや、霧が発生しているときは散布を行わないこと。

##### 3 散布方法

- (1) 農薬のラベル（農薬使用基準）に基づいた使用を行うこと。
- (2) 風向きを確認し、噴霧液を直接浴びないように、また、周囲に飛散しないよう、散布位置に気を付けて行うこと。
- (3) 散布は、樹冠に十分薬剤がかかるように行うこと。
- (4) 散布した日時、場所、農薬の量などを必ず記帳すること。

##### 4 飛散防止対策

- (1) 緩衝帯を5m以上確保すること。また、周囲20m以内は飛散の可能性もあることを勘案して散布区域の検討、関係者への説明、散布の実施に当たること。
- (2) 風速・風向に注意すること。
- (3) 危被害のおそれのあるものの方向に向かっての散布は行わないこと。

##### 5 現地状況の把握・確認の徹底

散布実施者は、地上散布の実施に当たり現地状況の把握に努め、薬剤散布実施計画書（様式1号）、危被害対象物件及びその安全対策（様式2号）を作成するものとする。

##### 6 農薬取締法等の遵守

無人航空機散布の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録の際の使用方法及び使用上の注意事項並びに農薬取締法（昭和23年法律第82号）第25条第1項に規定する基準等を遵守し、立地条件及び気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。また、農薬の安全使用を図るため、散布作業構成員の中に秋田県農薬管理指導士等の農薬の安全使用に関する資格者を含めることとする。

7 薬剤等の管理

無人航空機散布に使用する薬剤については、農薬登録の際の貯蔵上の注意事項を遵守し、安全に管理するものとする。薬剤使用後の空容器等については、放置せず、適切な処理により廃棄するものとする。

8 安全教育の徹底等

従事する作業員等に対し、農薬の取扱いについての注意事項、作業時の服装及び健康状態等について事前に十分安全教育を実施し、事故の未然防止に万全を期するものとする。

## 秋田県無人航空機散布実施基準（松くい虫）

### 第1 趣旨

無人航空機による松くい虫防除（以下「無人航空機散布」という。）については、「農薬の空中散布における安全ガイドラインの制定について」（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）に定める「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（以下「両ガイドライン」という。）並びに「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号農林水産省消費・安全局長、環水大土発第1304261号環境省水・大気環境局長通知）及び「松くい虫被害対策の実施について」によるほか、この実施基準によるものとする。

### 第2 無人航空機散布の実施基準及び事業計画の策定

#### 1 無人航空機散布の実施基準

無人航空機散布を行うことができる森林に関する基準については、「森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準」（平成27年9月18日付け農林水産大臣通知）の1を準用する。

さらに、散布区域周辺に「住宅、宿泊所その他家屋」及び「農作物の栽培地」がある場合については、原則としてこれらから200m以上の間隔を保持すること。（ただし、家屋等の居住者又は管理者、農作物の栽培者の同意又は要望があった場合を除く。）

#### 2 事業計画の策定

無人航空機散布の事業計画の策定に当たっては、事業の実施規模や防除対象となる松林の立地条件等地域の実情に応じて、「秋田県森林病虫害等防除連絡協議会設置要領」（平成19年2月1日付け森-2274農林水産部長通知）に基づいて設置された秋田県森林病虫害等防除連絡協議会及び秋田県森林病虫害等防除地域連絡協議会（以下「連絡協議会等」という。）の開催等により広範な地元関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。

なお、実施主体は、両ガイドラインの第2の1を遵守すること。

### 第3 航空法に基づく許可・承認の申請

無人航空機散布の実施に当たっては、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の85第2項及び第4項第2号の規定による飛行の禁止空域での飛行許可及び同法第132条の86第3項及び第5項第2号の規定による飛行の方法の承認を受けたいときは、事前に国土交通大臣に許可及び承認の申請をすること。

なお、具体的手続については、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成27年11月17日付け国空航第684号・国空機第923号航空局長通知）又は「空中散布を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成27年12月3日付け27消安第4546号・国空航第734号・国空機第1007号農林水産消費・安全局長及び国土交通省航空局長連名通知）によるものとする。

### 第4 無人航空機散布の実施体制の整備等

無人航空機散布の実施に当たっては、事業の実施規模、防除対象となる松林の立地

条件等地域の实情に応じて、次に掲げるとおり連絡協議会等の開催、地域住民等への周知徹底、実施体制の整備及び関係機関への連絡等に努めるものとする。

#### 1 連絡協議会等の開催

連絡協議会等の開催に当たっては、無人航空機散布の事業計画の概要（対象区域を明記した図面を含む。）、防除対象となる松林の範囲等について連絡協議し、地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。また、無人航空機散布の必要性、薬剤の安全性、薬剤散布の際の被害防止措置、無人航空機散布の環境への影響等について説明し、地域住民等関係者の無人航空機散布に対する理解が深まるよう努めるものとする。

#### 2 地域住民等への周知徹底

地域住民等関係者に対しては、地区説明会の開催、パンフレットの配布、宣伝カー等により無人航空機散布を実施する松林の区域、実施する日時、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項、薬剤散布の際の被害防止措置の実施内容及び無人航空機散布の実施に関する問い合わせ先等について周知徹底を図るものとする。

また、地域住民等関係者への周知に当たっては、事業の担当者のみならず地域住民等を含めた多くの関係者の共通の理解が得られるよう、周知方法やその内容に関するマニュアルやチェックリストの作成等により適切かつ円滑な実施に努めるものとする。

#### 3 無人航空機散布の実施体制の整備

無人航空機散布の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、無人航空機散布の実施本部の設置及び現地における実行班の編成等実施体制を整備するものとする。

#### 4 関係機関への連絡等

最寄りの保健所、病院等に対しては、あらかじめ無人航空機散布の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一の場合に備えた医療救急体制の整備を依頼するとともに、必要に応じて林業研究研修センター、農業試験場、水産試験場、家畜保健衛生所等に対しても事前に連絡し、協力を依頼するものとする。

また、無人航空機散布の実施が終了した場合にもこれら関係機関に速やかに連絡するものとする。

#### 第5 意見等の反映

無人航空機散布の実施に関する問い合わせ等により把握された地域住民等の意見等については、これを整理し連絡協議会等に示すこととし、今後の無人航空機散布の円滑な実施に反映させるものとする。

また、無人航空機散布の実施に伴う地域住民等の健康への影響等に関する情報については、その届出先を周知するなど情報提供がスムーズに行われるよう努め、情報提供があった場合には関係機関とも連携を図りつつ適切な措置を講ずるものとする。

なお、提供された情報については、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、必要に応じてこれらを整理し連絡協議会等に示すことにより、今後の無人航空機散布の円滑な実施に反映させるものとする。

#### 第6 被害発生時の対応等

無人航空機散布により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の無人航空機散布を中止

し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。

## 第7 散布技術上の留意事項

### 1 散布飛行の方法及び散布の方法

無人航空機散布の実施に当たっては、両ガイドラインの第2の3に定める実施時に留意する事項を遵守して適正に行うよう努めるものとする。

### 2 気象条件についての留意事項

#### (1) 風速

地上1.5メートルの位置における風速が3メートル/秒を超えるときは散布を行わないものとする。また、この風速の範囲内であっても、風向き等に十分注意し、散布区域外への薬剤の飛散防止に努めるものとする。

#### (2) 気流

気流が乱れている場合は、散布区域外への飛散、飛行の危険等が予想されるので散布は行わないものとする。

#### (3) 降雨及び霧

降雨中、降雨直後又は散布後間もなく雨が予想されるときは、散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧のときは散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので散布は行わないものとする。

#### (4) 風速・風向を測定する場合には、測定器具の設置場所等に留意するとともに、散布時間中の継続的な測定と計測データの保存に努めるものとする。

### 3 飛散防止対策

#### (1) 緩衝帯を20m確保すること。

#### (2) 飛散による影響のおそれのある対象物に対して平行散布を行う。また、対象物へ向けた散布飛行は避け、どうしても対象物に向かって散布しなければならない場合は、風の状況に応じて数回、枕地をとって平行散布を行う。

#### (3) 散布を行いながら、前進散布からの機体の引き起こし、旋回を行わない。

#### (4) 散布時の風向や風の強さに応じて、散布基準の範囲内で散布飛行速度を抑えた低空散布を行う。

## 第8 その他実施上の留意事項

### 1 現地状況の把握・確認の徹底

散布実施者は、無人航空機散布の実施に当たり現地状況の把握に努め、薬剤散布実施計画書（様式1号）、危被害対象物件及びその安全対策（様式2号）を作成し地域振興局に提出するものとする。

### 2 農薬取締法等の遵守

無人航空機散布の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録の際の使用方法及び使用上の注意事項並びに農薬取締法（昭和23年法律第82号）第25条第1項に規定する基準等を遵守し、立地条件及び気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。また、農薬の安全使用を図るため、散布作業構成員の中に秋田県農薬管理指導士等の農薬の安全使用に関する資格者を含めることとする。

### 3 航空法等の遵守

使用機種等の使用方法、及び使用上の注意事項並びに航空法第132条の85及び第

132条の86の規制等を遵守し、立地条件及び気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

#### 4 薬剤等の管理

無人航空機散布に使用する薬剤については、農薬登録の際の貯蔵上の注意事項を遵守し、安全に管理するものとする。薬剤使用後の空容器等については、放置せず、適切な処理により廃棄するものとする。

#### 5 安全教育の徹底等

無人航空機散布に従事する作業員等に対し、農薬の取扱いについての注意事項、作業時の服装及び健康状態等について事前に十分安全教育を実施し、事故の未然防止に万全を期するものとする。

#### 6 事故発生時の対応

空中散布等を実施した場合の事故発生時については、両ガイドラインの第3に基づき適切に対応するものとする。



秋田県伐倒駆除実施基準

第 1 趣旨

松くい虫防除対策事業の特別伐倒駆除、伐倒駆除、その他松くい虫駆除及び補完伐倒駆除について、その円滑な推進を図るため必要な事項を定める。

第 2 留意事項

1 伐倒・玉切り

- (1) 伐根は可能な限り低くすること。
- (2) 周囲の施設や構造物に損傷を及ぼす恐れのあるときは、適切な作業方法を検討して伐倒すること。
- (3) 玉切りは、破碎又は焼却する場合は搬出可能な適宜の長さとし、くん蒸する場合は 1 m 程度の長さとする。

2 破碎

- (1) 破碎を行う場合は、破碎後の木片の厚さが 6 ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合にあっては、15 ミリメートル）以下となるように破碎を行うこと
- (2) チップ工場等に運んで処理する場合、チップ工場等で破碎されて処理完了となるので注意すること。

3 くん蒸

- (1) 農薬取締法による定めに従い、薬剤の使用方法及び使用量を守って実施すること。
- (2) 被覆シートには、施工年月日、管理のために番号、施工者名を表示する。  
また、公園など人の入れ込みが考えられる場所では農薬使用に関する注意事項も表示すること。

4 焼却

- (1) 松林内で焼却を行うとツチクラゲ病が発生するおそれがあるため、伐倒した被害木（枝条を含む。）は林外に搬出してから焼却すること。
- (2) 焼却を行う場合は、消防署及び関係機関等と充分連絡をとり、火災の防止に努めること。

## 秋田県カシノナガキクイムシ駆除及び防除実施基準

### 第1 趣旨

政令指定病害虫等防除事業（カシノナガキクイムシ駆除及び防除）の円滑な推進を図るため、必要な事項を定める。

### 第2 駆除

#### 1 事業の実施

- (1) 春季の事業は、県が提示するカシノナガキクイムシの羽化脱出日までに終了しなければならない。
- (2) 駆除方法は、立木くん蒸処理を基本とし、森林公園・景勝地・道路そばなど景観が重視される区域については、伐倒・くん蒸処理（伐根部くん蒸処理を含む）、さらに搬出可能な場合は伐倒・焼却、破碎（伐根部くん蒸処理を含む）及び誘引捕殺するものとする。

#### 2 伐倒処理

- (1) 伐倒処理については、別に定める「カシノナガキクイムシ駆除及び防除特記仕様書」に基づき施工するものとする。
- (2) 施工地外へ搬出できる伐採木は、事業年度内に伐採された当年度被害木の場合は、当年度内（春期の事業では5月末日まで）に処理されることが確実で、カシノナガキクイムシの感染源となる危険性のないものに限る。

#### 3 焼却

- (1) 伐倒した被害木（枝条を含む）の焼却は、林外に搬出してから行うこと。
- (2) 焼却を行う場合は、事前から消防署及び関係機関等と十分連絡をとり、火災の防止に努めること。

#### 4 薬剤注入

- (1) 樹幹（立木処理）及び伐根部のくん蒸処理に使用する薬剤は、標準単価に定めるものとする。
- (2) 薬剤注入については、別紙1「秋田県農薬安全使用基準（森林病害虫）」、及び「カシノナガキクイムシ駆除及び防除特記仕様書」に基づき施工するものとする。

### 第3 殺菌剤の樹幹注入による防除

#### 1 事業の実施

- (1) 殺菌剤の樹幹注入は、開葉期以降、樹液の流動する期間に実施しなければならない。
- (2) 既にカシノナガキクイムシ等の穿孔を受けている立木には樹幹注入しないこと。

#### 2 薬剤注入

- (1) 使用する薬剤は、標準単価に定めるものとする。
- (2) 薬剤注入については、別紙1「秋田県農薬安全使用基準（森林病害虫）」、及び「カシノナガキクイムシ駆除及び防除特記仕様書」に基づき施工するものとする。